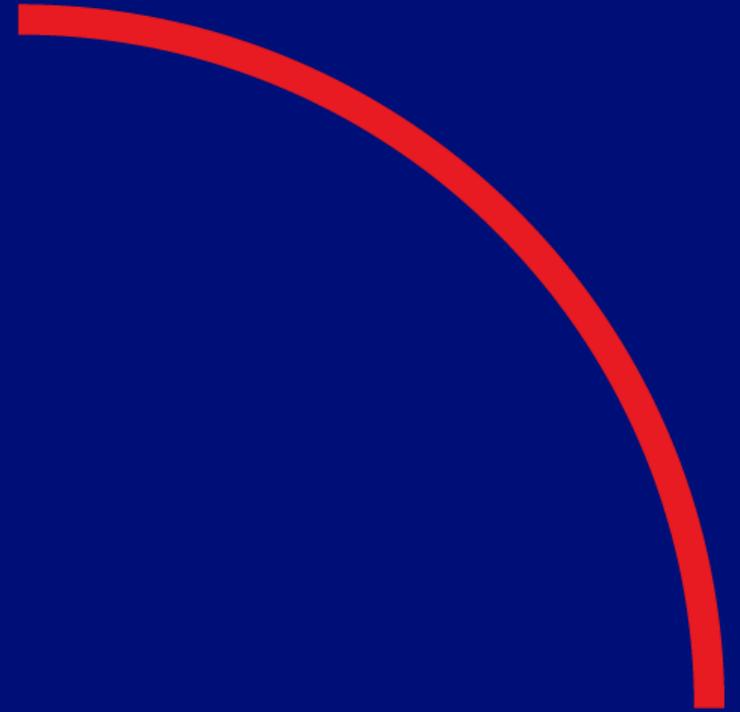


07_和泉市 | こどもデータ連携実証事業の実施及び検証



実証の背景・目的

自治体の概要

*総括管理主体：各担当部局からのデータを組み合わせて判定ロジック等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局
 *保有・管理主体：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
 *分析主体：データを分析して総括管理主体が困難な状況にあることも把握するための判定アルゴリズム等を作成する者
 *活用主体：データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者

自治体名	和泉市（大阪府）	位置	参加関係者の体制、役割*			
人口	182,573人 (2024年9月時点)		総括管理主体	保有・管理主体	分析主体	活用主体
担当部局名	和泉市 子育て健康部 子育て支援課		(庁内) ・和泉市子育て支援室 ・和泉市政策企画室	(庁内) ・和泉市健康づくり推進室、教 育委員会、税務室、高齢介 護室、障がい福祉課等	(庁内) ・和泉市子育て支援室 ・和泉市政策企画室 (庁外) ・アイネス、半熟仮想	(庁内) ・和泉市子育て支援室、健康 づくり推進室、教育委員会 (SSW含む) (庁外) ・市立小中学校、保育園

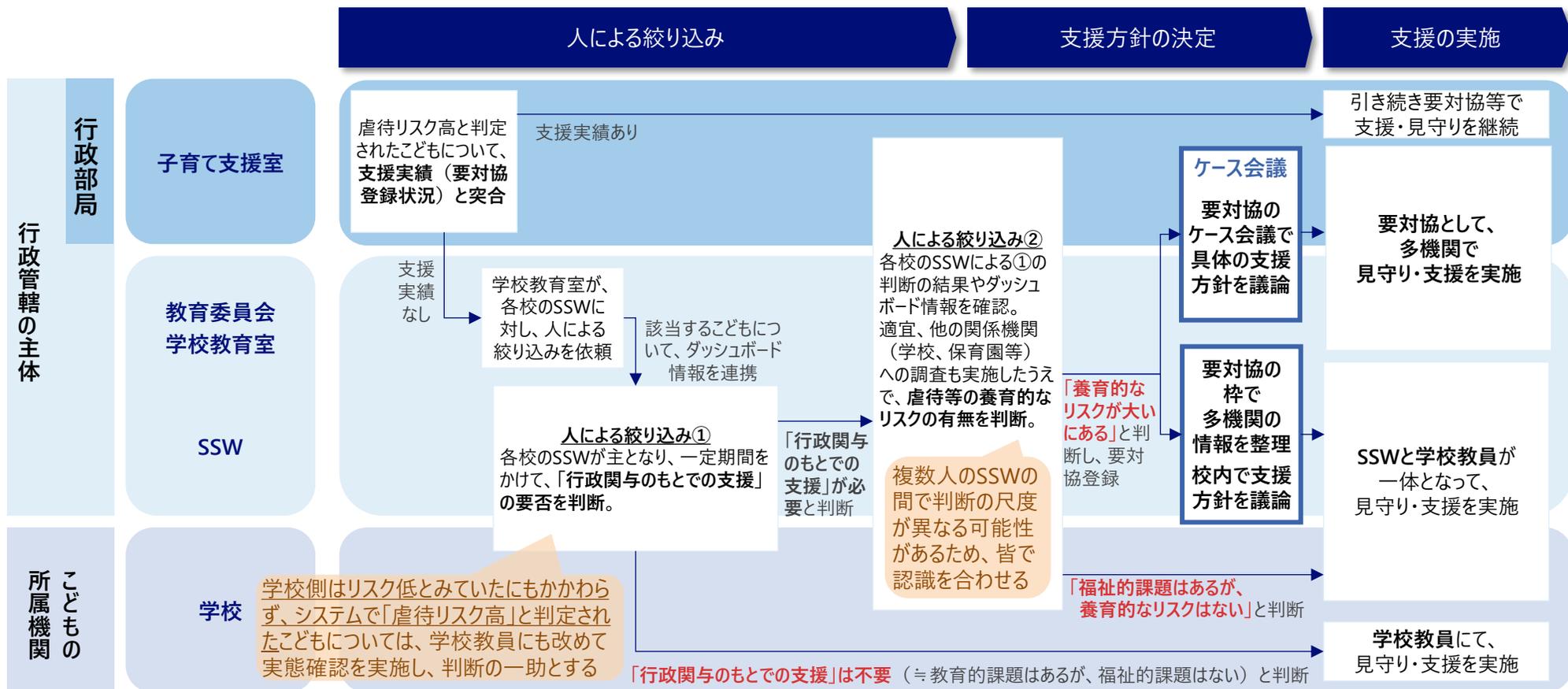
本事業の実施概要

背景、目的	<p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 和泉市では、支援を必要としている子ども（見つけられていない子ども）に対するアプローチをアウトリーチ型で行うことができる仕組みを構築したいと考えている。 その中、令和5年度は、市保有のデータを集約するデータマートの構築、虐待リスクを抱える児童を早期に発見するための判定ロジックの構築、支援の実施を行った。 しかし、判定ロジックの構築にあたってスクールソーシャルワーカー（SSW）や学校が保有する情報は十分に勘案できていなかったこと、また分析結果を可視化するなどの工夫が不十分であったことなど、反省すべき点があった。 <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援にあたる現場のSSWや教職員が気になっている児童のスクリーニング情報等を子どもデータ連携システムに集約・活用することで、判定精度を向上する。 分析・蓄積されたデータを庁内で活用しやすくするため、新たに分析データの可視化ツールを構築し、データを効率的・効果的に活用する仕組みの実証に取り組む。 要対協に登録される前のリスクがある児童に対しての支援について、データを活用した効率的・効果的な支援プロセスの構築に取り組む。
困難の種類	<p>児童虐待</p>
本年度の取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳、障害児・者福祉、児童福祉等といったデータ項目を23項目連携し、システムによる抽出を行った。 システム抽出には「要対協への登録有無」との関連性が確認された「世帯の生活保護受給者数※」「4か月児健診における保健師支援の必要性」「3歳6か月児健診の「その他身体面」の課題有無」「3歳6か月児健診の総合判定」を用いた決定木分析により算出されるスコアを用いた。基本連携データ項目は※を付した1項目であった。 システム判定で148名を抽出し、SSW・教育委員会・子育て支援室らによる人の目による絞り込みを実施。「養育的なリスクが大いにある」とした29名を要対協に登録。うち13名は「ケース会議を開催し、多機関で見守り・支援を行う方針」、また16名は「SSWと学校教員が一体となって見守り・支援を行う方針」と判断。 本実証を通じて、子ども・母と、SSW・子育て支援室との面談・訪問を実施することで、学校の支援方針の見直し、多機関で連携した支援につなげることができた。 他方で、今後に向けては、学校等教育部局側において、一層過去の支援経過等の情報を踏まえた予防的支援等を実施できるような仕組みづくりに取り組みたい。

こどもデータ連携による、支援業務プロセスの概要

- 主に、モデル校7校（小学校5校、中学校2校）を対象に、人による絞り込みから支援までの流れを試行。
- 人による絞り込みにおいては、SSWが「行政関与のもとでの支援」の可否を判断し、その後行政や学校と認識をすり合わせ、支援方針を固めた。
- これまで学校側だけでは把握できていなかった「福祉的課題」にかかる支援を、SSWと連携する形で、あるいは要対協として実施することを目指した。

データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組についての、本年度事業での実施フロー



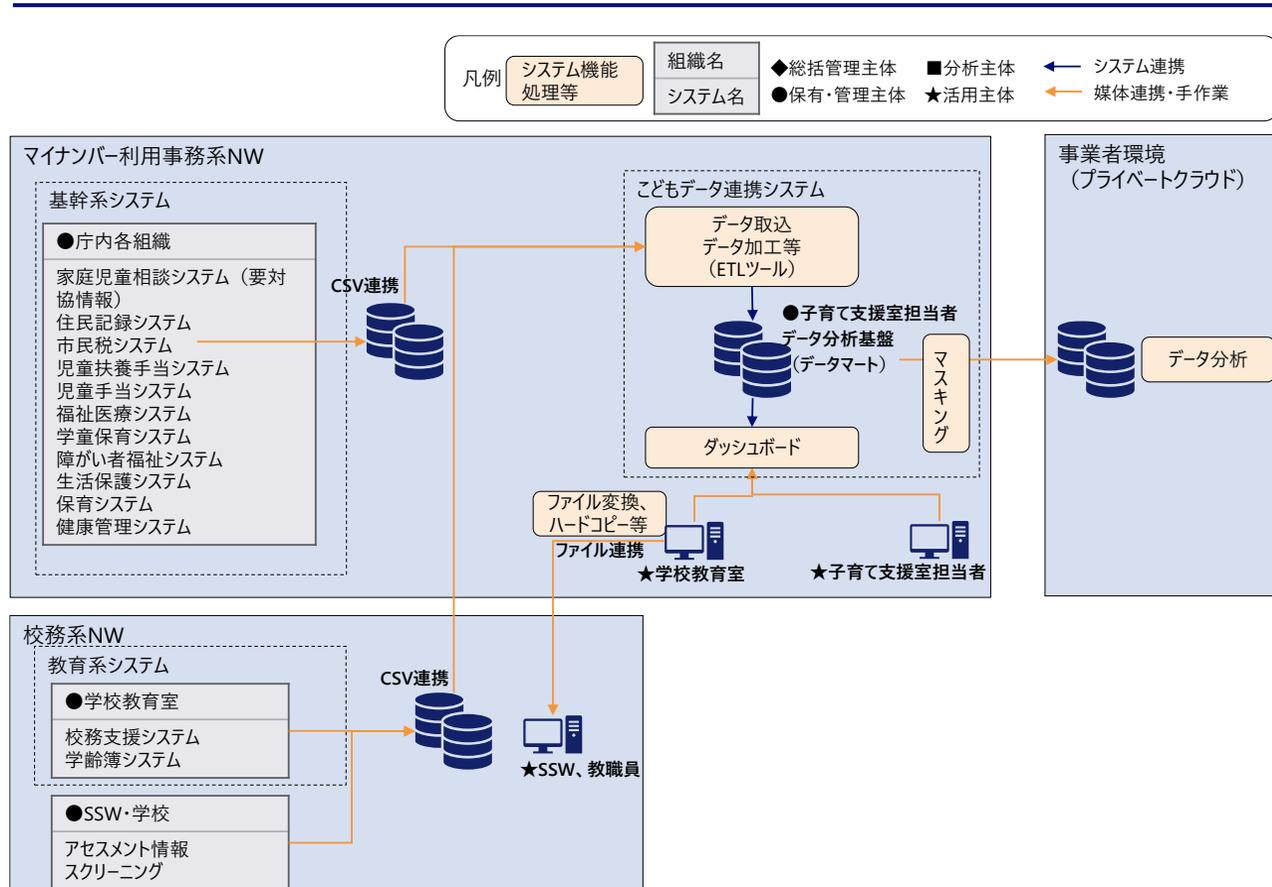
こどもデータ連携の仕組みの構築

- 市保有情報に加え、本年度実証ではSSW・学校が保有する情報（アセスメント記録、校務支援システム）を用いて、決定木分析で「虐待リスクスコア」を導出した。
- 「データ分析基盤（データマート）」はマイナンバー利用事務系NW上に構築しており、適切なアクセス制御をかけることで、データマートの閲覧範囲を政策企画室、子育て支援室の両課室に限定させるようにした。

判定基準に用いるデータ項目

No	判定基準に用いたデータ項目	基本連携データ項目	
1	住民基本台帳	住民基本台帳	
2	障害児・者福祉	精神障がい者手帳	○
3		身体障がい者手帳	○
4		知的障がい者手帳	
5		自立支援医療	
6		居宅介護（介護給付）	
7		生活介護（介護給付）	
8		移動支援（地域生活支援）	
9		児童発達支援	
10		放課後デイサービス	
11		短期入所（介護給付）	
12		児童福祉	児童扶養手当
13	児童手当		
14	こども医療		
15	生活保護	家児相（要保護履歴を含む）	
16		生活保護対象者	○
17	教育	保護受給状況	○
18		学齢簿情報	
19	教育（モデル校のみ）	校務支援システム	○
20		教職員の見立て（スクリーニングシート*）	○
21	保育関連	保育	
22	母子保健関連	健診	○
23		予防接種	

本年度実証に係るシステム構成

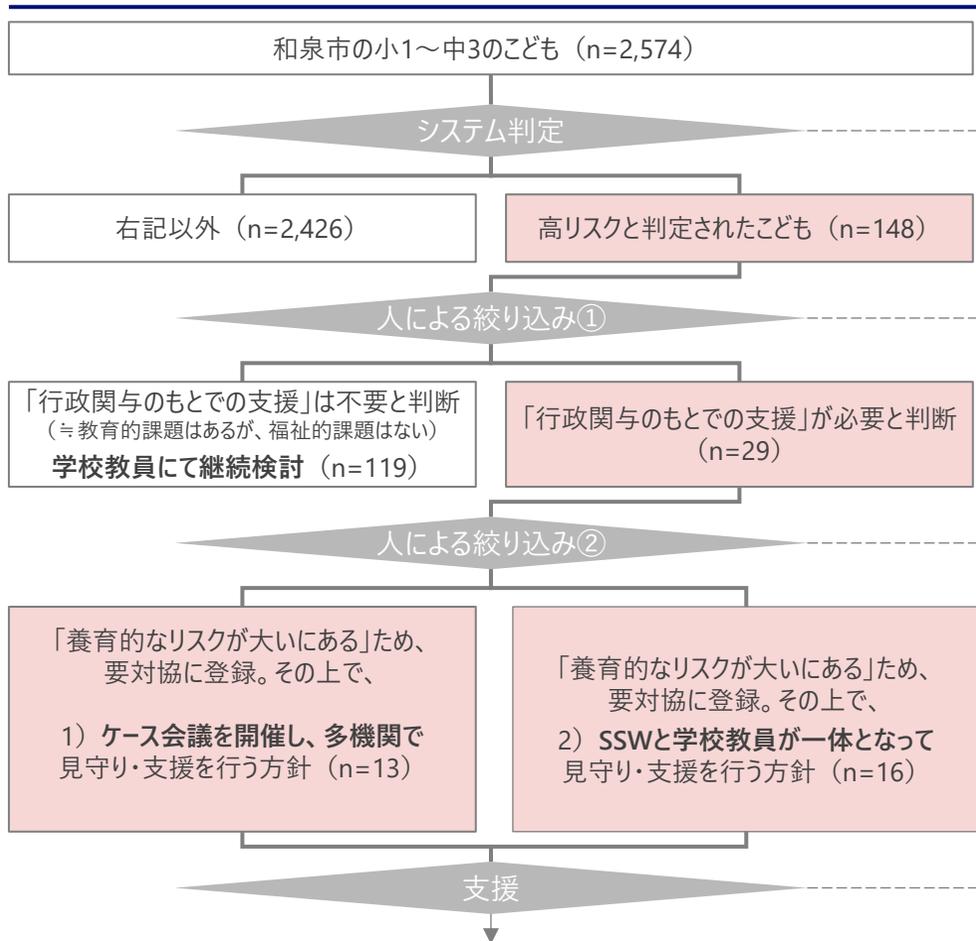


* 支援にあたる現場のSSWや教職員が気になっている児童について、当該SSWや教職員からみた所感を記録したスクリーニング情報を把握することで、リスクの程度を把握できるものと考えたため、本実証において活用することとした。

判定から絞り込みの変遷

- 和泉市の小中学生を対象とした、児童虐待に関する絞り込みのフローでは、システム判定の結果、148名が、「高リスク」（支援優先度が高い）と判定された。
- システムで抽出された148名について、SSWが主となり、適宜教員への実態確認を行い、29名を「（学校のみならず）行政関与のもとで支援を行う必要性」を判断。
- SSWや教育委員会、子育て支援室らによる会議を実施し、当該29名は「養育的なリスクが大いにある」と判断し、要対協に登録。その後の支援検討方針を定めた。

絞り込みの変遷（児童虐待）



システム判定の考え方

- ✓ 以下の2つの決定木分析により、児童虐待にかかるリスクスコアを導出した。

モデル1：市内全校に適用可能なモデル

- ・「世帯の生活保護受給者数」「4か月児健診における保健師支援の必要性」「3歳6か月児健診の「その他身体面」の課題有無」「3歳6か月児健診の総合判定」を用いた決定木分析により算出されるスコア

モデル2：モデル校（市内小学校5校、中学校2校）のみに適用可能なモデル

- ・学校情報の「生活保護に該当＝○」「発達障害に該当＝○、◎」「服装の乱れありに該当＝○」を用いた決定木分析により算出されるスコア

- ✓ そのうえで、以下の考え方により、高リスク者を判定した。

- ・モデル校以外：モデル1のみで高リスク者を抽出
- ・モデル校：モデル1とモデル2の平均値に基づき、高リスク者を抽出

絞り込み①の考え方

- ✓ 上記で高リスク者となった子どものうち、現在要対協登録されていない（支援実績がない）子どもに絞り込み。
- ✓ そのうえで、各校のSSWが主となり、適宜学校教員への実態確認を行ったうえで、「（学校のみならず）行政関与のもとで支援を行う必要性」を判断。

絞り込み②の考え方

- ✓ 各校のSSW、教育委員会学校教育室、子育て支援室が参加する会議を開催。
- ✓ SSWによる①の判断の結果、子どもの各種情報やシステム判定結果を掲載したダッシュボードの情報、子育て支援室が適宜行った関係機関（学校、保育園等）への調査結果をもとにして、「養育的なリスクの有無」を確認・判断。

実証で実施した対応例

- ✓ 本実証では、子ども・母と、SSW・子育て支援室との面談・訪問といった対応を実施。
- ✓ 結果として、学校の支援方針の見直し、多機関で連携した支援を開始できた。

関連性のあるデータ項目

- 「児童虐待」について、要対協登録の有無を目的変数としてBoruta分析*を実施したところ、「世帯の生活保護受給者数」「4か月児健診における保健師支援の必要性」「3歳6か月児健診の「その他身体面」の課題有無」「3歳6か月児健診の総合判定」が目的変数の予測精度を向上することに寄与するとの判定結果を得た。加えて、要対協登録の有無を目的変数として決定木分析を実施したところ、当該データ項目が決定木分析の分岐として採用される結果が出たため、関連性があると判断した。
- 「児童虐待」との関連性のあったデータ項目のうち、基本連携データ項目は、「世帯の生活保護受給者数」の1項目となった。

困難の種類（虐待）と関連性のあるデータ項目の分析結果 抜粋

関連性のあるデータ項目	基本連携データ項目	詳細（基準/閾値）	関連性が高いと判断した理由
世帯の生活保護受給者数	○	3人/世帯 以上	<ul style="list-style-type: none"> 要対協登録の有無を目的変数としてBoruta分析*を実施したところ、当該データ項目が目的変数の予測精度を向上することに寄与するとの判定結果を得た。 加えて、要対協登録の有無を目的変数として決定木分析を実施したところ、当該データ項目が決定木分析の分岐として採用される結果が出たため、関連性があると判断
4か月児健診における保健師支援の必要性		保健師の支援が必要と判断された	
3歳6か月児健診の「その他身体面」の課題有無		「その他身体面」になんらかの課題あり	
3歳6か月児健診の総合判定		総合判定のデータ項目が欠損	

* Boruta分析 | あるデータ項目がランダム項目（すなわち明確に困難の種類と関連がない項目）よりも重要か否かの比較を繰り返すことにより、そのデータ項目が重要か否かを統計的検定を通して判断できる手法

支援の実施状況

- 現在は要対協に登録されていない29名について、「養育的なリスクが大いにある」とした29名を要対協に登録。うち13名は「ケース会議を開催し、多機関で見守り・支援を行う方針」、また16名は「SSWと学校教員が一体となって見守り・支援を行う方針」と判断した。
- 本実証の中で、こども・母と、SSW・子育て支援室との面談・訪問を実施することで、学校の支援方針の見直し、多機関で連携した支援につなげることができた。
- SSWからは、課題の背景となっている保護者や家庭状況が把握でき、学校の支援の見直しができるといったフィードバックを得ることができた。

今年度、支援したこども・家庭や支援優先度が高いと判定された対象者への支援内容・成果（※代表的なケースを記載）

	ケース1	ケース2
判定前の状況	以前要対協に登録し、見守っていた家庭であったが、気がかりはあるものの学校のみで支援していた。	判定前から本児の学校生活の様子が気がかりであり見守りをしてきた。
見守り・支援で確認できた支援対象の状況	不登校、経済困窮、同居家族の就労や妊娠が確認された。	他児への暴言・暴力、エスケープなどがみられ、授業参加ができない状況が確認された。
支援内容・状況	<p>以下の対応を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> CSW（コミュニティソーシャルワーカー）から地域食堂の紹介、こどもへの声かけを実施 こどもの進学に向けた相談を開始 保健師による同居妊婦への支援時に、こどもへの声かけを実施 	<p>以下の対応を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> SSWが母と面談を実施し、家庭状況を把握 本児を医療機関に繋げる動きを実施 SSWから本児への声かけを実施
支援対象の状況・変化	多機関でのケース会議を実施し、上記支援内容を固めて取り組み始めたところであるため、ご家庭・こどもについて具体的な状況変化はまだみえていない。	母が担任以外に学校内の専門家であるSSWと繋がることができた。
こどもデータ連携による効果／示唆・気づき	要対協や母子保健の状況から、10年以上前からの家族の状況や関係性を把握することができた。学校で課題の背景となる情報を引き継いでいく仕組みが必要と感じた。	本児のリスクについて再認識することができ、見守りの優先度を高く持つ必要があると確認できた。

本年度事業を踏まえての課題や工夫、効果等

No	フェーズ	実施・取組上の課題	課題に対する対応策（工夫）	効果・成果
1	データを扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> R5以前より、福祉・教育部局間での情報連携に課題感を有していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・教育部局の併任職員を配置することで両部局間での諸調整、データの取扱いの円滑化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> —
2	利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> R5実証では、学校が保有する情報を有効活用しきれなかった。そのため、判定精度の担保、及び判定結果の活用促進といった点に課題があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員・SSWが気になる児童のスクリーニング情報、校務支援システムの情報を活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員・SSWが日頃こどもと接する中で把握している情報・気付きと、行政の福祉部局が把握している情報とをあわせて、対象児童の抽出や支援方針検討に活かすことができた。
3	個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹系システムのデータは、個人情報保護法§69.2.2に基づく目的外利用と整理。 教育系システムのデータは、個人情報保護法§69.2.3に基づく目的外提供と整理。 	<ul style="list-style-type: none"> —
4	こどもデータ連携の仕組みの構築（判定基準の検討、システムの企画・構築）	<ul style="list-style-type: none"> R5実証で、データマート（データ分析基盤）整備済。ただし、連携したデータや判定結果の活用にあたり、一元的に情報を整理・見える化したツールがなかったため、活用しづらかった。 	<ul style="list-style-type: none"> R6実証では、総括管理主体らが閲覧できる可視化ツール（ダッシュボード）を構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> —
5	データの準備	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校において運用されているスクリーニング情報の記録項目・フォーマット（教職員・SSWが気になる児童を記録する）がバラバラであり、データ分析がしづらい状況であった。 	<ul style="list-style-type: none"> R6実証にあたり、モデル校のスクリーニング情報の項目・記録方法について、市側で事前に統一を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> モデル校間でスクリーニング項目を統一化したことで、決定木モデルの説明変数として活用することができ、また関連性のあるデータ項目としても抽出することができた。
6	システムによる判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・教育部局が有する多種多様なデータ項目がある中、システム判定ロジックの構築にあたって、いずれのデータ項目を用いるべきか、当たり付けができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 決定木分析によるシステム判定ロジックの構築を行う前段階として、重要変数の特定のためにBoruta分析を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 決定木分析で試行錯誤をする前段階で重要変数の絞り込みができるため、分析作業の効率化につながった。また、見極めた重要変数群の納得感・説明力を高めることができた。
7	人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 要対協に「過去登録されていたが、現在は登録されていない」こどもを絞り込み対象外とすることも考えたが、改めてリスクが高まっている可能性があると考え、撤回した。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に虐待歴がある家庭は、継続的に支援が必要な場合も多く、この機会に再アセスメントできたことは有意義だった。
8	データ連携により把握したこども等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 要対協登録前の段階のこどもについて、いかなる整理でもって関係部署・機関間での情報共有を行うか、が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> R5把握の6名を要対協登録し見守り。うち3名は福祉的課題が表出したことを確認した。 R6では29名を要対協登録。こども・母と、SSW・子育て支援室との面談・訪問を実施。学校の支援方針の見直し、多機関で連携した支援につなげた。

本年度事業を踏まえての考察・まとめ

No	フェーズ	示唆、気付き	次年度以降に取り組む際の留意事項、 全国地方公共団体へのメッセージ
1	データを扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・教育部局の併任職員を配置した場合において、役割が不明確となったり、当該併任職員に負担が集中したりする場合があることが分かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・教育部局の併任職員を配置する場合、役割の明確化と兼務者に負担が集中しない配慮が必要と感じる。
2	利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> 各学校が保有する情報については、データフォーマット等が異なることが多いことが分かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校が保有する情報については、データフォーマット等が異なることが多いため、統一化が必要と感じる。
3	個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 目的外利用のままでは恒久的な仕組みとしづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「生徒指導の目的の範疇として、教職員・SSWが把握した情報をもとに、学校として見守るべき子どもを抽出。その中、要対協調査の枠組みを活用すべき子どもの情報を市へ連携する」というスキームを検討中。
4	子どもデータ連携の仕組みの構築（判定基準の検討、システムの企画・構築）	<ul style="list-style-type: none"> SSWらが参照するダッシュボードへの表示項目は、虐待に関連するであろうデータ項目のみならず、その後の支援策検討にも有用な項目も搭載することが重要と考えた。 	<ul style="list-style-type: none"> いかなるデータ項目をダッシュボードに掲載すべきか、活用のしやすさ（見やすさ）を考えた上で作成が必要である。
5	データの準備	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、スクリーニングシート上で例えば「希死念慮のリスク」を「◎/○/△/ー」から選択・記入いただく際の主観排除が困難であることが分かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「◎/○/△/ー」の評価基準に具体的な事例を多く盛り込む工夫と、個人差を少なくするための定期的な研修など必要と感じる。
6	システムによる判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> 判定の正確さは重要だが、大局的にみると不足しているソーシャルワーカーの人的リソースを補うため、データ分析による一次スクリーニングを行うことに大きな意義がある。なにもしないよりも、このような取組を行うことでソーシャルワーク全体の質が高まると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 精度と運用のバランスを意識し、当該地方公共団体における実情を踏まえたシステム判定モデルを構築することが望ましい。
7	人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 支援につなげるということを前提に絞り込みを実施すると、学校が普段から課題があると感じている子どもを選定することになる。判断基準はないが、SSWのミーティングを重ねることで、判断の平準化につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人による絞り込みには、時間がかかるため期間の設定などの工夫が必要である。
8	データ連携により把握した子ども等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 支援の前提となるアセスメントには多くの情報が必要となるが、学校単独では支援が行き詰っている場合など、データ連携をきっかけに要対協での情報共有が可能となり、新たな支援方策の検討ができる。 子どもデータ連携という共通の仕組みでソーシャルワークに取り組むことにより、教育部局と福祉部局の連携が深まった。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校には家庭や保護者、今までの経過などの情報の蓄積ができていない場合が多く、支援を検討するための情報共有の仕組みが必要。 教育と福祉など根底にある考え方が違う分野間においては、「データ」という共通言語によりこの“壁”を取っ払って連携を進めることができる。